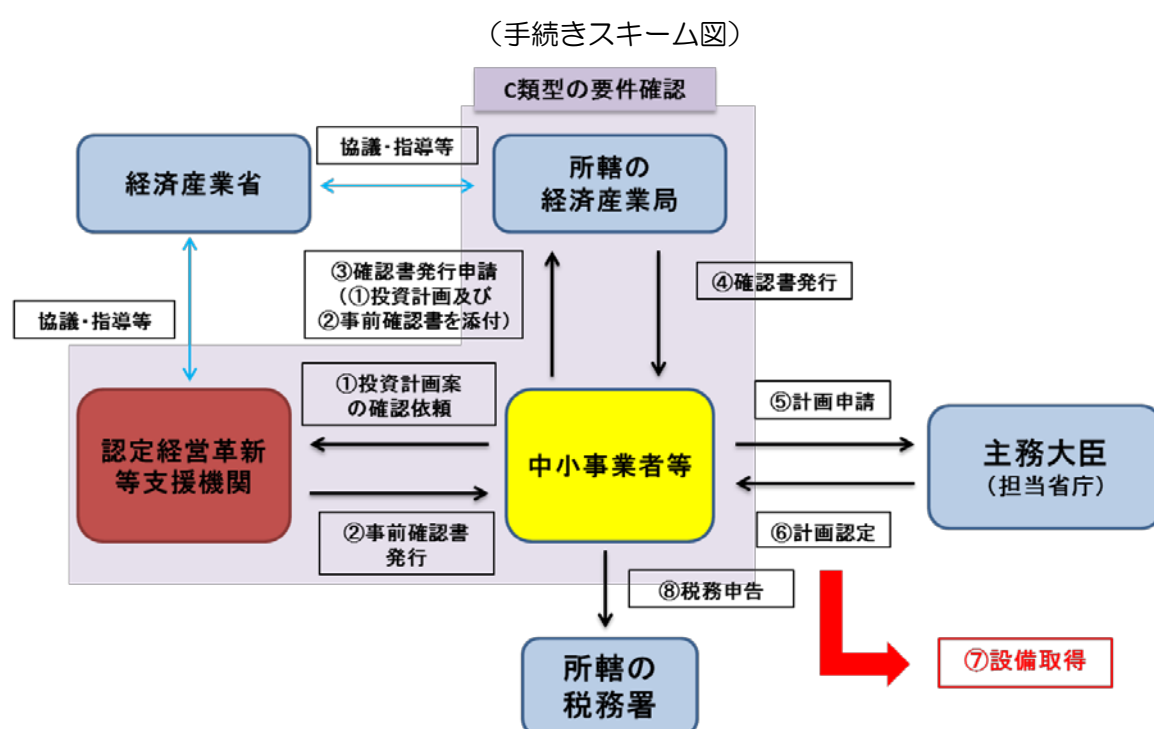


中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうちデジタル化設備（C 類型） に係る経産局確認の取得に関する手続き

○中小企業経営強化税制の対象設備の要件とされている中小企業等経営強化法第19条第3項に規定する経営力向上設備等のうち、中小企業等経営強化法施行規則第16条第2項第3号に定める「事業者が策定した投資計画（略）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備」については、当該投資計画について、認定経営革新等支援機関による事前確認を経た上で、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受ける必要があります。以下の手続きに従って確認を受けてください。



①申請書（様式1）に必要事項をご記入いただき、必要書類（当該申請書の裏付けとなる資料等）を添付の上、認定経営革新等支援機関から事前確認を受けてください。なお、認定経営革新等支援機関の事前確認書の発行及び経済産業局の確認書の発行にあたり、それぞれが必要と判断した申請書の根拠資料の提出や合理的な説明がなされない場合は、事前確認書、確認書は発行されませんのでご注意ください。

②認定経営革新等支援機関は申請書と裏付けとなる資料に齟齬がないか等を確認し、「事前確認書（様式2）」を発行します。

③申請者は、必要に応じて申請書の修正や添付書類の追加等を行った上で、②の事前

確認書を添付の上、本社所在地を管轄する経済産業局（文末参照）にご連絡いただき、ご郵送ください。

※申請書二部、必要添付書類二部、事前確認書二部を一式としてご郵送ください。

※なお、確認書発行に対して、返信用封筒（返信先の宛名必須）に切手（確認書には申請書及び必要添付書類を一式として送付いたしますので、重量をご確認の上、必要となる切手を添付してください。）を添付したものを郵送ください。

④経済産業局は、申請書が到達してから、一ヶ月以内（※）に、②の事前確認書、申請書、添付書類に基づき、当該申請書が経営力向上設備等の投資計画であるとして適切である場合に、確認書（様式3）を発行し、申請書及び必要添付書類を添付したものをお渡し（郵送）します。

※資料の不備が多い場合や修正対応に時間を要する場合には一カ月以上要する可能性もありますのでご注意ください。

⑤申請者は、④の確認を受けた設備について、経営力向上計画に記載し認定を受けることができます。手続きに際しては、経営力向上計画の申請書に、④の確認書及び確認申請書（いずれも写し）を添付する必要があります。

⑥認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。税務申告に際しては、④の確認書、⑤の申請書及び⑥の認定書（いずれも写し）を添付してください。

（注1）経済産業局の確認書は経営力向上計画の認定申請に際して添付する必要があります。設備の取得は、計画認定後に行うことが原則であり、上記のとおり経済産業局は確認書の標準処理期間として一ヶ月、各主務大臣の経営力向上計画認定の標準処理期間として約一ヶ月を設けておりますので、余裕をもってご申請ください。

（注2）経済産業局の確認書の交付は、中小企業経営強化法第19条第3項並びに中小企業等経営強化法施行規則第16条第1項第3号及び第2項第3号に基づき、事業者が策定した投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること、当該投資計画が遠隔操作・可視化・自動制御化のいずれかを実現することを目的として行われるものであることを確認するために行うものです。

（注3）④の確認書を受けた後、設備の取得前に、確認を受けた投資計画について設備投資額の増加などを予定する場合には、変更申請書（様式4）を申請書（様式1）を提出した経済産業局に提出の上、再度変更確認書（様式5）の交付を受けてください。（変更申請書の提出にあたり、認定経営革新等支援機関による確認は不要です。）

提出資料

- (1) 登記簿謄本の写し（個人の場合、税務申告書等の事業実施を確認できる書類）
- (2) 対象となる新規設備投資につき、既存設備の現況と設備投資後の状況を確認できる資料。

例えば、導入しようとする設備が、建物附属設備、機械・装置、器具・備品の場合においては、当該設備の導入前後で事業プロセスがどのように変化するかが分かる資料。ソフトウェアの場合は当該ソフトウェアがシステム全体にどう組み込まれる予定であり、システム導入前と導入後の変化を確認できる図表等。

- (3) 投資計画の分かる資料（本申請書の根拠となる資料）

代表者又はそれに代わる者の押印がなされた社内で決裁された、当該申請書に係る投資計画又はそれに代わるもの（稟議書、取締役会議事録等）、導入する設備の見積り書。

- (4) 認定経営革新等支援機関による事前確認書

(お問い合わせ先)	(管轄地域)
○北海道経済産業局 中小企業課（直通：011-709-3140）	北海道
○東北経済産業局 経営支援課（直通：022-221-4806）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 福島県
○関東経済産業局 中小企業課（直通：048-600-0298）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野 県、 静岡県
○中部経済産業局 経営力向上室（直通：052-951-0253）	岐阜県、愛知県、三重県
○中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局 産業課（直通：076-432-5401）	富山県、石川県
○近畿経済産業局 創業・経営支援課（直通：06-6966-6065）	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
○中国経済産業局 経営支援課（直通：082-205-5316）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
○四国経済産業局 新事業促進室（直通：087-811-8562）	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
○九州経済産業局 経営支援課 （直通：092-482-5592、5593）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県
○沖縄総合事務局経済産業部 中小企業課（直通：098-866-1755）	沖縄県